

令和3年4月1日申請分から 共済の事務手続及び様式が変更となりました

令和3年度より、皆さまの事務手続にかかる負担軽減を図るため、**共済の各種申請様式を改正**しております。
当面は、旧様式での受付も可能としておりますが、新様式では、押印箇所の削減のほか、一部の給付金の証明書等の書類の添付を削減しており、より簡易にお手続きいただけます。
今後の各種申請につきましては、新様式によりご申請いただきますようお願いいたします。

共済給付金請求手続 変更の概要

1 請求様式の変更箇所及び給付時の添付書類について

1. 給付金請求書【第11号様式】の主な変更点

- 請求者、委任者、受任者それぞれの押印箇所がなくなりました
- 給付事由の証明となる添付書類を省略するため、必要事項を請求書に記載していただく様式としました
- 結婚祝金、出産祝金、入学祝金、弔慰金について、証明書の添付が不要となります
 - ※傷病見舞金については、傷病発生日や欠勤日数の確認を要するため、添付書類はこれまでと変更ありません
 - ※災害見舞金についても、会員の住居家屋における災害か、災害の程度等、証明の確認を要するため、添付書類はこれまでと変更ありません

2. 給付金申請証明書【第1号様式】の主な変更点

- 給付金請求書の変更に伴い、証明事項の欄を変更しました
 - ※原則、傷病見舞金の申請内容の証明時の利用となります
 - ※これまで同様、事業主の証明書として押印が必要です

3. 永年勤続報奨金請求書【第12号様式】の主な変更点

- 請求者、委任者、受任者それぞれの押印箇所がなくなりました

2 事務の流れと事業所確認事項について

1. 給付金の請求事務の流れは、これまでと変更ありません

請求は必ず事業所を通じて行ってください

- 給付金は、請求書受領後、共済で審査～交付決定となります
事業所の指定口座に振り込みを行いますので、請求手続は事業所を通じて行ってください
なお、今回の改正により、事業所印は不要となりますが、会員から直接の請求は、お受けできません
- 給付金は、個人情報等を含みますので、郵送または持参による受付とさせていただきます

2. 事業所において、会員に給付事由が発生した事実について証明書類等により必ずご確認の上、請求してください

- 押印省略・給付事由発生に伴う証明書の添付省略に伴い、事業所において、会員の請求事由発生の事実確認を確実に行ってください
- 請求にあたり、虚偽の記載などがあった場合、給付金を返還いただくこととなります
請求内容について、不備や疑義が生じた場合等、任意で証明書類の提出を求めることがあります

3 その他

1. 旧様式での申請について

- 令和3年4月1日以降申請分から新様式を適用としておりますが、当面の間、旧様式での申請も受付できます
- 事由発生日が令和2年度内の申請書でも新様式で受付します
- 令和3年4月1日以前に送付した永年勤続報奨金、退会せんべつ金の様式については、旧様式により、押印していただき、請求してください。紛失された場合は、共済までお問い合わせください

2. 事務手続様式のデータについて

- 共済ホームページからダウンロードできます



川崎 共済

検索



3. 不明点について

- その他、ご不明点につきましては、共済までお問い合わせください